

知財法務の勘所Q & A（第59回）

ライセンス契約と独占禁止法

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
弁護士 石田 健

Q1 知的財産権の行使が独占禁止法¹によって制限されることがあると聞きました。例えば、製造委託先など取引先に対するライセンス契約を締結するに当たって、独占禁止法の観点からどのような点に留意したらよいでしょうか。

A1 本稿では、知的財産権の行使が一定の場合に独占禁止法で制限される点について、取引先に対するライセンス契約に焦点を当て、独占禁止法と知的財産権の関係や独占禁止法の基本的な考え方を紹介した上で、ライセンス契約で独占禁止法上問題となる典型的な論点を取り上げます。

第1 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

1 独占禁止法と知的財産権（知的財産法）の関係

独占禁止法は、その名前からあらゆる独占を一律に禁止する法律のような印象を持たれることがあります。正当な競争で独占的な地位を得ることや独占的な権利を行使することを何ら禁止しておらず、権利の独占的な保有・行使を認める知的財産権と矛盾・衝突するものではありません。独占禁止法においても、技術²間の競争や当該技術が使用された商品・役務の競争を保護することで技術の開発と普及を促進することは重要な目的の一つであり、独占禁止法と知的財産権（知的財産法）は、その目的・役割を共通とし、相互補完的に機能するものといえます。

2 独占禁止法第21条

独占禁止法21条は「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定して、知的財産権の行使を尊重しています。もっとも、知的財産権の権利行使には内在的な制約があり³、独占禁止法21条は、外形上権利の行使とみられる場合であっても、知的財産権の権利行使が同条にいう「権利の行使と認められる行為」とは実質的に評価されない場合は独占禁止法が適用されます⁴。

具体的には、①まず、ある行為が外形上権利の行使とみられるかを判断し、権利の行使とみられない場合は通常どおり独占禁止法の規定が適用されます。次に、②その行為が外形上権利の行

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。以下「独占禁止法」といいます。

2 本稿で、技術とは特許法等の知的財産法で保護される技術をいいます。

3 菅久修一ほか「独占禁止法（第4版）」（商事法務、2020年）342頁。